

首都大学東京法科大学院
年次報告書(自己点検・評価報告書)

2008 年度版

首都大学東京社会科学研究科専門職学位課程法曹養成専攻

< 目 次 >

1. 法科大学院の現況	1
2. 単年度評価の結果	9
3. 外部評価結果について	12
4. 教員の業績及び社会貢献活動	14

1. 法科大学院の現況

(1) 設置者

公立大学法人首都大学東京

(2) 教育上の基本組織

首都大学東京 大学院社会科学研究所 法曹養成専攻

(3) 教員組織（2009年3月末日）

2008年度においては、専任教員14名（うち、みなし専任教員3名）、兼任教員16名、兼任教員10名で、法科大学院における教育を実施した。

【2008年度教員一覧】

教員名	職名	分類	専攻	その他特記事項
饗庭靖之	教授	みなし専任	民法	実務家教員。学位授与機構基準要綱の基準上は「兼任」
石崎泰雄	教授	専任	民法	
笠井治	教授	みなし専任	刑事訴訟法	実務家教員
亀井源太郎	教授	専任	刑事訴訟法	
木村光江	教授	専・他	刑法	法曹養成専攻長
酒井享平	教授	専任	独占禁止法	実務家教員
篠田昌志	教授	専任	民法	
富井幸雄	教授	専任	憲法	
原克也	教授	みなし専任	民事訴訟法	裁判官
潘阿憲	教授	専・他	商法	
深津健二	教授	兼担	消費者法	
前田雅英	教授	専・他	刑法	
峰ひろみ	教授	専任	刑事訴訟法	実務家教員
森肇志	教授	兼担	国際法	
矢崎淳司	教授	兼担	商法	
我妻学	教授	専・他	民事訴訟法	
桶舎典哲	准教授	兼担	民法	
尾崎悠一	准教授	兼担	商法	
門脇雄貴	准教授	兼担	行政法	
木村草太	准教授	兼担	憲法	
竹下啓介	准教授	兼担	国際私法	
谷口功一	准教授	兼担	法哲学	
堤健智	准教授	兼担	民法	
徳本広孝	准教授	専任	行政法	
長谷川貴陽史	准教授	兼担	法社会学	

山神清和	准教授	兼担	知的財産法	
岩出誠	講師	兼任	労働法	実務家教員
川村栄一	講師	兼任	租税法	実務家教員
工藤莞司	教授	兼任	知的財産法	実務家教員
佐藤卓生	講師	兼任	刑事訴訟法	実務家教員
宍戸常寿	講師	兼任	憲法	
清水俊彦	講師	兼任	企業法務	実務家教員
淵倫彦	講師	兼任	法制史	
松山恒昭	講師	兼任	民事訴訟法	実務家教員
若林昌子	講師	兼任	民法	実務家教員
大杉覚	教授	兼担	行政学・都市行政論	
山田高敬	教授	兼担	国際政治学	社会科学研究所長
日野愛郎	准教授	兼担	政治学	
森治憲	准教授	兼担	統計学	
川本淳	講師	兼任	会計学	

(4) 収容定員及び在籍者数

収容定員 195名（入学定員 65名）

2008年度在籍者数 147名（うち、53名は2009年3月に修了）

(5) 入学者選抜

a) アドミッション・ポリシー

首都大学東京法科大学院の教育理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。この理念に基づき、本法科大学院の入学者選抜では、複雑な社会現象に高い関心を示し、それを的確に把握し、分析・判断するための論理的思考力を有し、それを的確に表現することのできる人材を、幅広く求めるものとしている。

b) 2009年度入学者選抜の実施

i) 2009年度入学者選抜の実施方法

2009年度入学者選抜については、2年履修課程と、3年履修課程とを区別して、下表に掲げる方法により、入学者選抜を実施した。

	2年履修課程	3年履修課程
募集定員	20名	45名
受験資格	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの要件を満たす者が受験資格を有する（2年履修課程、3年履修課程共通）。 (1) 日本の大学を卒業した者及び平成21年3月末日までに卒業見込みの者 	

	<p>(2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者及び平成 21 年 3 月末日までに授与される見込みの者</p> <p>(3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 21 年 3 月末日までに修了見込みの者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 21 年 3 月末日までに修了見込みの者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成 21 年 3 月末日までに修了見込みの者</p> <p>(6) 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成 21 年 3 月末日までに修了見込みの者</p> <p>(7) 文部科学大臣の指定した者</p> <p>(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者</p>		
<p>選抜方法</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="411 992 882 1547"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次選抜：書類審査 大学入試センター又は日弁連法務研究財団が実施する適性試験及び調査票等による選抜を実施。 ・ 二次選抜：論文試験 公法（憲法に限る。）、民法（親族法及び相続法は除く。）、刑法について、論述式試験を、商法、民事訴訟法（上訴手続きを除く。）、刑事訴訟法（上訴手続きを除く。）については簡易論述式試験（基礎的な概念の理解の正確さを問う簡易な論述式問題）を、それぞれ実施。 </td> <td data-bbox="890 992 1362 1547"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次選抜：書類審査 大学入試センター又は日弁連法務研究財団が実施する適性試験及び調査票等による選抜を実施。 ・ 二次試験：論文試験 文章を論理的に理解し、分析・思考した上で文章表現する能力を審査する小論文試験を実施。 ・ 三次試験：面接試験 志願者の口頭での意思疎通能力を審査する個別面接試験を実施。 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次選抜：書類審査 大学入試センター又は日弁連法務研究財団が実施する適性試験及び調査票等による選抜を実施。 ・ 二次選抜：論文試験 公法（憲法に限る。）、民法（親族法及び相続法は除く。）、刑法について、論述式試験を、商法、民事訴訟法（上訴手続きを除く。）、刑事訴訟法（上訴手続きを除く。）については簡易論述式試験（基礎的な概念の理解の正確さを問う簡易な論述式問題）を、それぞれ実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次選抜：書類審査 大学入試センター又は日弁連法務研究財団が実施する適性試験及び調査票等による選抜を実施。 ・ 二次試験：論文試験 文章を論理的に理解し、分析・思考した上で文章表現する能力を審査する小論文試験を実施。 ・ 三次試験：面接試験 志願者の口頭での意思疎通能力を審査する個別面接試験を実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次選抜：書類審査 大学入試センター又は日弁連法務研究財団が実施する適性試験及び調査票等による選抜を実施。 ・ 二次選抜：論文試験 公法（憲法に限る。）、民法（親族法及び相続法は除く。）、刑法について、論述式試験を、商法、民事訴訟法（上訴手続きを除く。）、刑事訴訟法（上訴手続きを除く。）については簡易論述式試験（基礎的な概念の理解の正確さを問う簡易な論述式問題）を、それぞれ実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次選抜：書類審査 大学入試センター又は日弁連法務研究財団が実施する適性試験及び調査票等による選抜を実施。 ・ 二次試験：論文試験 文章を論理的に理解し、分析・思考した上で文章表現する能力を審査する小論文試験を実施。 ・ 三次試験：面接試験 志願者の口頭での意思疎通能力を審査する個別面接試験を実施。 		

ii) 2009 年度入学者選抜の実施結果

2009 年度入学者選抜状況は、下表のとおりである。

	3 年履修課程	2 年履修課程
募集定員	20 名	45 名
出願者数	265 名	623 名
第一次選抜合格者数	206 名	481 名
第二次選抜受験者数	174 名	349 名

第二次選抜合格者数	86名	60名
第三次選抜受験者数	79名	-
最終合格者数	20名	60名
追加合格候補者数	6名	20名
入学手続者数	19名	44名

(6) 標準修了年限

3年

※ただし、2年履修課程の入学選抜を合格した者については、法学既修者と認定し、修了年限を1年短縮している。

(7) 教育課程及び教育方法

a) 教育課程

2008年度におけるカリキュラム（2008年度入学者に対して適用される。）は、以下のとおりである。

【2008年度カリキュラム表】

		未修1年前期	未修1年後期	未修2年前期	未修2年後期	未修3年前期	未修3年後期
				既修1年前期	既修1年後期	既修2年前期	既修2年後期
必修科目	法律基本科目	憲法1 民法1 民法2 民法3 刑法1	憲法2 民法4 民法5 民事訴訟法1 商法1 商法2 刑法2 刑事訴訟法1	憲法総合1 行政法1 民事訴訟法2 商法総合1 刑法3 刑事訴訟法2	行政法2 民法総合1 商法総合2 刑事法総合1	民法6 民法総合2 民事訴訟法総合1	民事訴訟法総合2
	実務基 礎科目			民事訴訟実務の基礎1	刑事訴訟実務の基礎 法曹倫理		
単位数		10	16	14	12	6	2
選択科目	法律基本科目			財産法1	憲法総合2 財産法2 商法総合3	公法総合演習 財産法1 民法演習 商法総合演習 刑事法総合2	憲法総合2 行政法総合 財産法2 民法総合演習 (民事訴訟法総合3) 商法総合3

基礎科目	実務基	法情報調査		法情報調査	民事裁判と事実認定 エクスターンシップ	(民事訴訟法実務の基礎2) 模擬裁判	民事裁判と事実認定	
基礎法学・隣接科目	政治学特殊授業1 (政治学特殊授業3)	政治学特殊授業2 (政治学特殊授業4)	政治学特殊授業1 (政治学特殊授業3)	政治学特殊授業2 (政治学特殊授業4)	政治学特殊授業1 (政治学特殊授業3)	政治学特殊授業2 (政治学特殊授業4)	政治学特殊授業1 (政治学特殊授業3)	政治学特殊授業2 (政治学特殊授業4)
	政治学入門 法社会学 法制史 経済と法	法哲学 会計学 統計学	政治学入門 法社会学 法制史 経済と法	法哲学 会計学 統計学	政治学入門 法社会学 法制史 経済と法	法哲学 会計学 統計学	政治学入門 法社会学 法制史 経済と法	法哲学 会計学 統計学
展開・先端科目			地方自治法 消費者法 現代社会と刑事法 【倒産法2】 【知的財産法2】 【独占禁止法2】 【社会法総合演習】 【国際法2】 【国際取引法】 【環境法】	比較憲法 (情報法) 刑事政策 医事刑法 現代社会と刑事法 経済刑法 租税法1 倒産法1 知的財産法1 独占禁止法1 労働法 国際法1 国際私法	地方自治法 消費者法 企業法務 租税法2 倒産法2 知的財産法2 独占禁止法2 社会法総合演習 国際法2 国際取引法 環境法	比較憲法 (情報法) 現代取引法 民事責任法 (債権回収法) 刑事政策 医事刑法 現代社会と刑事法 経済刑法 租税法1 倒産法1 知的財産法1 知的財産法演習 独占禁止法1 独占禁止法演習 リサーチ・ペーパー		

※ () で括られた科目は、2008年度非開講科目であり、【 】で括られた科目は、その年次における履修は可能であるが推奨されない科目である。

カリキュラム内容については、2008年度の認証評価において、法律基本科目と展開・先端科目との区別につき指摘されたものがあったことから、これらの区分をより整理した。

なお、2010年度入試より既修者認定として行政法を試験科目として課す改正を行ったため、2009年度より行政法を未修者にも履修させるカリキュラム変更を行った。

b) 教育方法

本法科大学院では、各授業における教育方法として、①原則として、質疑応答を含んだ講義とし、出席者の1/5以上に指名して発言させること(ただし、3年履修課程1年次の科目及び選択科目の講義については、必ずしも質疑応答を含んだ講義とする必要はなく、科目の特性に応じた講義を行うこととする。)、②3年履修課程1年次の講義については、予習・復習について十分に説明を加えた上で、適切な指導を行うこと、が申し合わされているが、全ての授業において、この申し合わせにしたがった適切な教育方法が実施された。

なお、エクスターンシップに関しては、学生に対して予め説明会を行い、守秘義務等について指導を行い、また、終了後に報告書を提出させることで、適切な教育方法が実施された。

さらに、2008年度の認証評価での指摘を受け、2009年度より、法律基本科目（必修科目）の講義の受講者数を適正規模とするよう、講義を2分割する等の改正をすることを決定した。

また、2008年度においても、専任教員は、毎週1コマのオフィスアワーを設け、学生の質問等に対応した。

さらに、2008年度においても、合計11回のFD会議を開催し、教育方法の改善に組織的に努めた。具体的には、各授業科目の実施状況に関する議論、教育方法改善のために、教員の相互授業見学を実施した。

なお、2008年度においては、「1年次あたりの履修科目登録の上限は36単位（最終学年は44単位）」となっている。

(8) 成績評価及び課程の修了

a) 成績評価の方法

本法科大学院においては、各授業科目の成績評価は、一部の合否のみの判定のみを行う科目を除き、5点法をもって行い、2点以上を合格とすることとしている。また、成績の合格・不合格は、絶対評価により決定することとしている。さらに、合格者の成績については、原則として、4段階の相対評価によることとし、相対評価の割合については、おおむね、5を5%、4を35%、3を40%、2を20%としている。

2008年度の授業科目の成績評価は、上記の基準に従い、適正に行われた。なお、2008年度の認証評価を受けて、平常点について一層公平・客観的な評価とすることを、FD会議で徹底した。

さらに2008年度においては出題の趣旨、採点基準及び成績評価分布の掲示も行った。

また、2007年度後期から、成績評価に対する学生の不服申立制度も実施し、成績評価の適正を実現する制度的対応を行った

b) 課程の修了

i) 修了要件

修了要件は、以下のとおりである（2008年度入学者）。

【修了要件（2008年度入学者）】

(1) 修了に必要な単位数

3年履修課程 93単位

2年履修課程 67単位

※なお、2年履修課程については、3年履修課程1年次に配置されている憲法1、憲法2、民法1、民法2、民法3、民法4、民法5、商法1、商法2、民事訴訟法1、刑法1、刑法2、刑事訴訟法1の計13科目（26単位分）について、修得済みと見なしているため、修了に必要な単位数が少なくなっている。

②修了に必要な単位の内訳

(a) 必修科目

①法律基本科目：必修54単位

【内訳】

・公法系科目：必修10単位（下記5科目）

（憲法1、憲法2、行政法1、行政法2、憲法総合1）

・民事系科目：必修32単位（下記16科目）

（民法1、民法2、民法3、民法4、民法5、民法6、民法総合1、民法総合2、商法1、商法2、商法総合1、商法総合2、民事訴訟法1、民事訴訟法2、民事訴訟法総合1、民事訴訟法総合2）

・刑事系科目：必修12単位（下記6科目）

（刑法1、刑法2、刑法3、刑事訴訟法1、刑事訴訟法2、刑事法総合1）

②法律実務基礎科目：必修6単位

【内訳】

・民事訴訟実務の基礎1、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理の3科目。

(b) 選択必修科目

①基礎法学・隣接科目：4単位以上の履修が必要。

②展開・先端科目：20単位以上の履修が必要。

なお、2007年度以前の入学者は展開・先端科目について24単位以上の履修を必要としたが、2008年度入学者より、20単位以上の履修が必要と変更し、それに伴い、2008年度以降の入学者については、「選択科目について、「実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開先端科目から25単位以上の履修が必要」という要件が付加されることとなった。

ii) 2008年度修了者

2008年度においては、2005年度入学3年履修課程の学生が1名、2006年度入学3年履修課程の学生が12名、2006年度入学2年履修課程の学生が1名、2007年度入学2年履修課程の学生が39名、修了した。

(9) 学費及び奨学金等の学生支援制度

a) 学費

入学金 282000 円（ただし、東京都在住者は 141000 円）
授業料（年額） 663000 円

b) 授業料減免

本法科大学院においては、①授業料減免制度、②授業料分納制度がある。特に、授業料減免制度は、経済的理由に基づく減免制度の他、成績優秀者に対する授業料減免制度も採用し、学生に対する経済的支援の充実を図っている。

2008 年度における経済的理由に基づく減免制度の利用状況は、下表のとおりである。また、成績優秀者に対する授業料減免は、前期 1 名、後期 3 名について、いずれも授業料半免とした。

【経済的理由に基づく減免制度実績】

	前期	後期
全額免除	14 名	13 名
半額免除	3 名	3 名
分納	5 名	3 名

c) 奨学金

本法科大学院においては、日本学生支援機構の奨学金制度を利用することが可能である。奨学金の利用状況は、下表のとおりである。

【2008 年度実績】

	採用人数
第一種	8 名
第二種	26 名
併用	4 名

(10) 修了者の進路及び活動状況

2008 年度修了者数は、3 年履修課程 13 名、2 年課程 40 名、計 53 名である。この修了者全員、計 54 名が新司法試験に出願している。

2. 単年度評価の結果

(1) 本法科大学院の理念に適った入学者選抜及び教育が実施されていること

本法科大学院の理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。すなわち、首都東京には、大小の企業が多数存在し、国、東京都をはじめとする公共団体が集積しており、世界的に見ても、極めて特徴的な大都市である。本学の法科大学院は、このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹を養成することである。

自己点検の結果、2008年度においても、これに適った入学者選抜及び教育が実施されたと評価することができる。

まず、入学者選抜においては、2008年度入学者の約44%が法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者となっており、現代社会の複雑な問題に的確に対応しうる人材を獲得することが出来ていると評価できる。この点は、2008年度の認証評価でも特記すべき事項として挙げられている。

更に、教育内容について、具体的には、法律基本科目37科目、実務基礎科目8科目、基礎法学・隣接科目9科目、展開・先端科目28科目が開講され、これは、上記理念を実現するために必要十分な開講科目であると評価できる。

2008年度の認証評価においては、特に、研究者養成をも目的とするリサーチペーパーの授業科目が開講されていることが特記事項として記載された。法科大学院教育の任務として、研究者養成も重視している点が評価できる。

また、すべての開講科目において、適切な教育方法が実施された。具体的には、原則として、質疑応答を含んだ講義とし、出席者の1/5以上に指名して発言させるようにするということが、おおむね、実施された。特に、法律基本科目の授業科目については、教員と学生との双方向型又は多方向型の議論を含んだ授業を、着実に実施した。また、選択科目の講義や3年履修課程1年次の講義など、必ずしも質疑応答を含む講義が最適な授業方法ということができないものについては、講義方法の授業が実施されたが、各科目で、予習・復習事項を適切に指示することをはじめ、オフィスアワー等を活用し、授業時間外で学生の質問を積極的に受け付けることで双方向となるよう工夫することで、科目の特性に適った授業が実施された。

特に、2008年度においても、これまでと同様に、すべての専任教員が週1コマのオフィスアワーを実施し、一人一人の学生に対する個別的な学習指導が実施されたことからすると、本法科大学院が掲げる実質的な少人数制教育、すなわち学生の一人一人を大切にす教育が実施されたと評価することができる。なお、2007年度においては、地方自治法、情報法、刑事政策、経済刑法、債権回収法の展開・先端科目の5科目が開講されなかったが、2008年度においては、地方自治法、刑事政策、経済刑法が開講され、改善が図られた。他の科目についても、隔年開講とすることにより、さらなる充実を図ることが望ましい。

成績評価についても、学生の受講者数が極端に少ない等の理由により上記1(8)の基準をそのまま適用することが困難であった授業科目を除き、すべての授業科目について、上記1(8)の基準に則った成績評価が行われた。なお、受講者数が少なく上記1(8)の基準を適用

することが困難であった科目についても、過度に5が多い等の不適切な成績評価が行われた科目は、なかった。

もっとも、2008年度の認証評価において、再試験、追試験の在り方、平常点の扱い等について、少数ながら検討を求められた科目があった。このことから、FD会議において、再試験、追試験の在り方について厳格な取扱いとすることを再確認し、平常点の扱いについても厳格、公平な扱いとなるよう再確認した。

以上の適切な成績評価を前提とするため、修了認定に当たっても、適切な認定が行われたものと評価することができる。

(2) 教育内容及び教育方法の改善に努めていること

2008年度カリキュラムにおいては、財産法1、財産法2、民事訴訟実務の基礎1、民事訴訟実務の基礎2の科目の新設を行い、民事法教育の充実を図るカリキュラム改革を実施した。また、学生による主体的な履修科目選択を推奨することを目的として（例えば、より多くの政治系科目を履修することで、公益活動における法曹として活躍したいと考える学生のニーズに対応するため）、展開・先端科目の選択必修単位数を24単位から20単位に減じた。以上の点に鑑みると、教育内容の改善に努めたと評価することができる。

また、新たに、2010年度入試より、既修認定として行政法を入学試験科目として課すとする改正を行ったため、2009年度カリキュラムより、行政法を未修者に必修として課す改訂を行った。

さらに、2009年度カリキュラムより、科目名を整理し、演習形式の講義を「総合」という名称に統一する修正を行った。

教育方法の点については、2009年度より、法律基本科目（必修科目）の講義の受講者数を適正規模とするよう、講義を2分割する等の改正をすることを決定したことが重要である。この実施に当たっては時間割に関しても大幅な改正を必要とすることから、今後、さらに時間割編成についても改善を図ることとしている。

また、従前と同様、合計11回のFD会議を開催し、各回において授業方法の検討がされており、改善に努めたと評価することができる。特に、教員が相互に授業見学を行うことによって、授業方法の改善を実現する制度を実施した点は、特記すべきである。

さらに、これらの会議の中で、公法系科目、民事系科目、刑事系科目の分類にしたがい、授業担当者間で授業内容に関する相互の情報交換・議論を密に行う必要がある旨の意見が出されていたところであるが、2008年度においては、授業内容に関する精査、段階的履修の確保、科目名の整理など、具体的な検討を行い、その成果が2009年度カリキュラム改正に反映された。

(3) 教員組織の充実及び教育研究環境の充実に努めていること

2008年度においては、実質的な専任教員が14名、学位授与機構の法科大学院評価要綱上の基準に従うと13名（みなし専任教員等を含む）という教員組織となったところであるが、この数は、本学の学生数（収容定員195名）に鑑みると、最小限の教員組織である。現在も、個々の教員の努力により法科大学院の適切な運営がされていると評価できるが、専任教員又は兼任教員の充実等を継続的に行っていくことが、望まれるところである。

また、2008年度における各教員の授業負担は、基本的に適切であると評価することができる。教育と研究をバランス良く実施することができる環境が、一定程度、確保されていると考えられる。ただし、2008年度の負担を大きく増やして、上記(2)記載の非開講科目の開講及びその他の新規開講科目の開設をすることは困難であり、この点に鑑みると、やはり教員組織の充実(専任教員、兼任教員の充実。場合によっては、兼任教員の依頼により、対応することも考えられる。)等を、検討していくべきである。

その他の教員の教育研究環境の充実については、2007年度よりLLI主要法律雑誌・判例検索システムが導入されたことを挙げるができる。これにより、現在、利用可能なデータベースは、「判例データベースLEX/DBインターネット(TKC)」、「WEB版法律判例文献情報(第一法規)」、「ジュリストDVD版」、「最高裁判所判例解説DVD版」、「LLI統合型法律情報システム」となり、かなりの法律情報に対して電子的にアクセス可能な設備が整ったと評価することができる。

(4) 施設、設備等の充実に努めていること

2008年度における施設・設備の充実として、学生の学習環境の充実を図るため、図書室の日曜開室・空調の整備、自習室の拡充等を挙げるができる。これらは学生アンケートをもとに整備を測ったものである。

また、法科大学院図書館の蔵書の拡充も行った。ただし、法科大学院図書室の蔵書は、法科大学院教育という観点からは十分なものであるが、法科大学院の教員の研究環境という観点からはまだ不十分であり、この点、今後も、蔵書の拡充が必要であると考えられる。

以上の点に鑑みると、2008年度においても、着実に、施設、設備等の充実に努めたと評価することができる。

また、学生支援の観点から、臨床心理士及び産業カウンセラーの資格を持ったカウンセラーが配置されており、この点が2008年度の認証評価においても優れた点として評価された。

(5) 2008年度の法科大学院の総括

以上の点より、自己点検・評価委員会は、2008年度の法科大学院の教育その他の活動は、法科大学院の理念に適った適切なものであったと評価する。特に、2008年度に向けて、公法系、民事系、刑事系の各系において、カリキュラム内容の精査、段階的履修の確保、科目名の整理が行われ、2008年度カリキュラムにおいて実施されていることが評価される。2009年度においても、継続して、法科大学院の活動が適切に行われることが望まれる。

なお、改善すべき点として特に検討すべきは、教員組織の充実等を含めた体制の整備を挙げるができる。

また、授業内容の更なる改善については、継続して検討することが望まれる。相互授業見学、学生アンケートをはじめとしたFD活動を、教育改善にさらに活用されることが望まれる。

3. 外部評価結果について

(1) 外部評価の概要

2008年度首都大学東京法科大学院の自己点検・評価の結果について、法科大学院自己点検・評価委員会は、今井和男弁護士を外部評価委員として選出し、2008年度の本法科大学院の活動に対する自己点検・評価の結果について、検証を依頼した。

具体的には、法科大学院自己点検・評価委員会に2008年度自己点検・評価結果を今井和男委員に報告し、当該報告に基づき、今井和男委員が、その他の必要な資料等を参照しつつ検証を行い、外部評価委員意見を作成したものである。

(2) 外部評価委員意見

首都大学東京法科大学院の2008年度における活動は、おおむね、首都大学東京自己点検・評価委員会の評価結果どおり、その理念・目的に沿った妥当なものであったと評価することができると思料します。

特に、2008年度は大学評価・学位授与機構の認証評価を受け、適格の認定を受けたことは高く評価できます。

首都大学東京法科大学院における2008年度の活動の中で、特に優れている点としては、2007年度から引き続き、適切な少人数教育を実施したと評価することができる点が指摘できます。これは、単に講義の受講者数が少人数であるのみならず、オフィスアワーを活用することなどによって、より密な議論を教員と学生が行い、教員と各学生との間に適切な信頼関係を構築して、教育を実施している点において、優れていると考えられます。

また、2008年度においても、施設・設備の充実（図書館の開室曜日の拡大、自習室の拡充、図書館の蔵書の充実など）が図られたと評価することができます。ただし、特に図書館蔵書の充実については、2009年度以降も行う必要があると考えられ、今後の継続的な努力が期待されるところであります。

改善を要する点と致しましては、法科大学院での実務法曹養成教育という観点からは、実務教育の更なる充実を実現することが必要であるように思われます。2008年度においても、理論教育と実務教育の架橋は、資料によりますと、原則として毎月開催されるFD会議において研究者教員と実務家教員との間での教育に関する議論が実施されているようであり、一定程度、適切な架橋がされていると評価することができます。しかし、例えば、他の一部の法科大学院で開講されているリーガル・ライティングの授業等を開講することなども、今後検討されたら良いのではないかと思われます。この点、2008年度の実務基礎科目の中で、例えば、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、エクスターンシップ等の中で法律文書作成の訓練が実施されておりますが、更なる充実を図ることが望ましいように思われます。これらの点は、2007年度の外部評価委員意見として指摘されているところであり、早急な対応を望むところです。

以上のとおり、本法科大学院について改善すべき点は、法科大学院自己点検・評価委員会が改善すべき点として挙げた点を含め、なおいくつか残されていますが、本法科大学院では2007年度から2008年度にかけても、カリキュラム内容、時間割編成、成績評価の在り方、学習環境など不断の改善努力を続けており、このような着実な改善を、2009年度以

降も期待するところであります。

以上

4. 教員の業績及び社会貢献活動

(1) 教授（アイウエオ順）

饗庭 靖之（民法・実務家教員）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）
平成16年度「民法5」「民事法総合1」、平成17年度「民事法総合1」「法律学特論（倒産法）」「法律学特論（環境法）」、平成18年度「民事法総合1」「倒産法1, 2」「環境法2」「エクスターンシップ」、平成19年度「民法総合1」「倒産法」「倒産法1, 2」「環境法」「環境法2」「エクスターンシップ」、平成20年度「民法総合1」「倒産法1, 2」「環境法」「エクスターンシップ」、平成21年度「倒産法1, 2」「環境法」「エクスターンシップ」を担当。
- 2 研究活動（過去5年間について）
 - (1) 著書, 論文
著書として「解散・合併等手続指導要領（解散, 精算, 合併, 組織変更・移行）」（共著, 平成20年3月, 全国中小企業団体中央会）。
- 3 特記事項
平成10年4月から弁護士として活動し, 第一東京弁護士会環境保全対策委員会委員, 全国中小企業団体中央会中小企業組合検定試験委員等の経歴も有する。

石崎 泰雄（民法）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）
平成17年度「民法3」「民法4」「民事法総合2」、平成18年度「民法3」「民法4」「民法5」「現代取引法」、平成19年度「民法1」「民法2」「民法3」「民法演習」「民事責任法」、平成20年度「民法1」「民法3」「民法4」「民法演習」「民事責任法」、平成21年度「民法1」「民法3」「民法演習」「現代取引法」を担当。
- 2 研究活動（過去5年間について）
 - (1) 著書, 論文
著書（単著）として、『患者の意思決定権』（成文堂、2008年）、『契約不履行の基本構造－民法典の制定とその改正への道－』（成文堂、2009年）
著書（共著・共訳）『ヨーロッパ債務法の変遷』（信山社、2007年）、『民法改正を考える』（日本評論社、2008年）。
論文・判例評釈等として「受領遅滞の不履行（協力義務違反）への統合理論」（単著, 平成18年1月, 「法学会雑誌」46巻2号97頁）「患者の意思決定権と医師の説明義務」（単著, 平成18年7月, 「法学会雑誌」47巻1号165頁）「日本の

病院における『診療情報提供』の法的課題」(単著,平成19年1月,「法学会雑誌」47巻2号1頁)「手付における履行の着手」(単著,平成19年7月,「法学会雑誌」48巻1号257頁)「患者の意思決定権確立への道」(単著,平成19年12月,「法学会雑誌」48巻2号155頁)、『債権法改正の基本方針』—解除要件の「国際的標準化」における誤解—」(単著,ビジネス法務9巻11号,2009年)『債権法改正の基本方針』の検討—契約の不履行の基本構造—」(単著,2010年1月,「法学会雑誌」50巻2号)

笠井 治 (刑事訴訟法・実務家教員)

- 1 法科大学院における教育活動 (首都大学東京法科大学院における担当講義)
平成16年度「刑事訴訟法1,2」「法曹倫理」,平成17年度「刑事訴訟法1,2」「法曹倫理」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判」,平成18年度「刑事訴訟法1,2」「法曹倫理」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判」「エクスターンシップ」,平成19年度「刑事法総合1」「法曹倫理」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判」,平成20年度「法曹倫理」「刑事訴訟実務の基礎」「模擬裁判」「エクスターンシップ」を担当。
- 2 研究活動 (過去5年間について)
 - (1) 著書,論文
著書として「刑事弁護活動と事実認定」(共著,平成17年12月,大学図書「法曹養成実務入門講座2」)「ケースブック刑法 第1版」「ケースブック刑事訴訟法 第1版」(いずれも,共著,平成19年3月,弘文堂)「ケースブック刑法 第2版」「ケースブック刑事訴訟法 第2版」(いずれも,共著,平成20年4月,弘文堂)。
論文・判例評釈等として「接見申出と留置担当官・検察官の対応」(単著,平成17年6月,「平成16年度重要判例解説」1291号193頁)「新司法試験の問題と解説2006」(共著,平成18年9月,「法学セミナー」増刊号)「法科大学院における理論刑法学の在り方—実務家の立場から—」(単著,平成19年8月,「刑事法ジャーナル」8巻40頁)「新司法試験の問題と解説2007」(共著,平成19年9月,「法学セミナー増刊号」)「裁判員裁判と刑法解釈—司法研究報告書を素材に—」(単著,平成21年8月,「刑事法ジャーナル」18巻8)「法科大学院5周年の課題と今後の方向性 IV修了後の過程との連携—その現状と課題」(単著,平成21年4月「ロースクール研究」13巻48)
- 3 特記事項
昭和50年4月から弁護士として活動し,日本弁護士連合会常務理事,司法試験第二次試験考査委員,法制審議会刑事法部会委員等の経歴も有する。現在,中央教育審議会法科大学院特別委員会専門委員,法科大学院協会司法試験等検討委員会主任。
日本刑法学会,東京大学刑事判例研究会に所属。

亀井 源太郎（刑事訴訟法）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成17年度「刑事訴訟法1, 2」, 平成18年度「刑事訴訟法1」「刑事法総合1」, 平成19年度「刑事訴訟法2」「刑事法総合1」, 平成20年度「刑事訴訟法2」「現代社会と刑事法」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書, 論文

著書として「ロースクール生のための刑事法総合演習」（共著, 平成16年3月, 現代人文社）「インターネット法律相談所」（共著, 平成16年11月, リックテレコム）「正犯と共犯を区別するという事」（単著, 平成17年11月, 弘文堂）「ケースブック刑事訴訟法 第1版」「ケースブック刑法 第1版」（いずれも, 共著, 平成19年3月, 弘文堂）「ケースブック刑事訴訟法 第2版」「ケースブック刑法 第2版」（いずれも, 共著, 平成20年4月, 弘文堂）、本間一也・城下裕二・丹羽正夫編『New Live 刑事法』（共著, 平成21年6月, 成文堂）。

論文・判例評釈等として「イギリスにおける警察不服申立手続および懲戒手続—1999年警察規則と2002年警察改革法による改革」（共著, 平成16年6月, 「警察学論集」57巻6号99頁）, 「コンスピラシーの訴追—コンスピラシー研究序説」（単著, 平成16年7月, 「法学会雑誌」45巻1号133頁）, 「職務質問をしようとした警察官の行為が事実上の身柄拘束に当たり, それに続く質問, 所持品の提示要求, 写真撮影が違法であるとされた事例」（単著, 平成16年12月, 「現代刑事法」68号90頁）, 「量刑と余罪」（単著, 平成17年3月, 「刑事訴訟法判例百選 第8版」200頁）, 「共謀共同正犯における黙示の意思連絡とその認定」（単著, 平成17年4月, 「判例評釈」554号205頁）, 「被害者の行為を利用した殺人未遂罪の成立を認めた事例」（単著, 平成18年8月, 「判例評論」570号205頁）, 「予断排除原則の行方」（単著, 平成18年9月, 「研修」699号3頁）, 「捜査機関が被告人方玄関ドア付近を被告人の承諾を得ずにビデオカメラで撮影して得たビデオテープについて, その証拠能力を肯定した事例」（単著, 平成19年4月, 「平成18年度重要判例解説」185頁）, 「刑事立法の時代と自動車運転過失致死傷罪」（単著, 平成19年6月, 「刑事法ジャーナル」8号18頁）, 「共謀罪と刑事手続」（単著, 平成19年7月, 「法学会雑誌」48巻1号119頁）, 「新司法試験論文問題の分析・刑事系科目〔第1問〕〔第2問〕」（いずれも, 単著, 平成19年8月, 「受験新報」679号30頁・35頁）, 「新司法試験論文問題の分析・刑事系科目〔第1問〕〔第2問〕」（いずれも, 単著, 平成19年10月, 「新司法試験論文式問題と解説〔平成19年版〕」158頁・187頁）, 「間接正犯」（単著, 平成19年10月, 「新・法律学の争点シリーズ 刑法の争点」102頁）, 「別件逮捕・勾留管見」（単著, 平成19年12月, 「法学会雑誌」48巻2号237頁）, 「共犯と罪数」（単著, 平成20年2月, 「刑法判例百選I 総論（第6版）」214頁）, 「刑事系科目を学ぶ——刑事訴訟法」（単著, 特集「法科大学院ガイダンス（2）——

法律基本科目入門」，法学教室344号，平成21年5月，35頁），「交通犯罪をめぐる近年の刑事立法」（単著，犯罪と非行，160号，平成21年5月，102頁），「刑法学と刑事訴訟法学の交錯、あるいは、刑法学及び刑事訴訟法学を取り巻くもの」（単著，法律時報，1009号，平成21年6月，86頁），「新司法試験論文問題の分析・刑事系科目〔第2問〕（刑事訴訟法）」，（単著，受験新報，702号，平成21年7月，68頁），「アメリカ合衆国における公訴時効制度の現状」（単著，刑事法ジャーナル18号，平成21年8月，36頁），「新司法試験論文問題の分析・刑事系科目〔第2問〕」（単著，中央大学真法会編，『新司法試験論文式問題と解説〔平成21年版〕』，平成21年11月，231頁）。

(2) 学会・研究会報告

平成17年6月，日本刑法学会・ワークショップ「罪数論・競合論の今日的課題」において話題提供（タイトル「罪数論と手続法—実体法上の『一罪』と手続法上の『一罪』」）。

平成18年5月，日本刑法学会・ワークショップ「共謀罪」において話題提供（タイトル「共謀罪検討の視角」）。

3 特記事項

日本刑法学会，情報ネットワーク法学会に所属。

木村 光江（刑法）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成16年度～平成18年度，平成20年度「刑法2，3」「経済刑法」，平成19年度「刑法2，3」「現代社会と刑事法」，平成21年度「刑法2」「刑法総合」「経済刑法」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

著書として「ケースブック刑法 第1版」（共著，平成19年3月，弘文堂）「学習コンメンタール刑法（共著，平成19年4月，日本評論社）「条解刑法 第2版」（共著，平成19年12月，弘文堂）「ケースブック刑法(第2版)」（共著，平成20年4月，弘文堂）。

論文・判例評釈等として「信用毀損罪における『信用』の意義」（単著，平成17年3月，「研修」671号3頁），「被害者に信販会社を介して金員を交付させた行為と詐欺罪の成否」（単著，平成17年6月，「平成16年度重要判例解説」169頁），「詐欺罪における不法領得の意思」（単著，平成18年1月，「刑事法ジャーナル」2号76頁），「トラフィッキングの実態と法的対策」（単著，平成18年1月，「法学会雑誌」46巻2号1頁），「性的自由に対する罪の再検討」（単著，平成18年5月，「渥美東洋先生古稀祝賀論文集」63頁）「他人名義のクレジットカードの使用と名義人の承諾」（単著，平成18年11月，「判例評論」573号216頁），「被害者の同意」（単著，平成19年10月，「刑法の争点」38頁），「横領と背任の区

別」(単著,平成19年10月,「刑法の争点」212頁),「来日外国人犯罪と入管法改正」(単著,平成19年12月,「法学会雑誌」48巻2号41頁),「経済活動と刑事的規制」(単著,平成20年2月,「刑法雑誌」47巻2号64頁),「不能犯(3)」(単著,平成20年2月,「刑法判例百選総論 第6版」138頁),「情報の不正入手と窃盗罪」『刑法判例百選各論(第6版)』(単著,平成20年3月,64頁),「詐欺罪における損害概念と処罰範囲の変化」(単著,平成20年4月,「法曹時報」60巻4号1~30頁),「詐欺罪と匿名性」(単著,平成20年7月,「法学会雑誌」49巻1号117~133頁),「消費者保護と刑法」(単著,平成20年12月,「警察学論集」61巻12号1~20頁),「根抵当権者に相当の対価を支払い根抵当権を放棄させた行為と詐欺罪の成立」(単著,平成20年12月,「判例評論」598号(判例時報2018号)189~193頁)

(2) 学会・研究会報告

平成19年5月,日本刑法学会において,共同研究「企業活動と刑法」のオーガナイザーを務める。

3 特記事項

日本刑法学会会員。

司法試験第二次試験考査委員,簡易裁判所判事選考委員会委員,最高裁判所司法修習委員会幹事,法制審議会刑事法部会臨時委員,医道審議会あはき分科会委員,司法試験委員等の経歴を有する。

酒井 享平(独占禁止法・実務家教員)

1 法科大学院における教育活動(首都大学東京法科大学院における担当講義)

平成17年度「法律学特論(経済と法)」「独占禁止法1,2」「独占禁止法演習」,平成18年度~平成20年度「経済と法」「独占禁止法1,2」「独占禁止法演習」を担当。

2 研究活動(過去5年間について)

(1) 著書,論文

論文・判例評釈等として「中国 経済法・企業法整備プロジェクト 独占禁止法立法支援研究会に参加して」(単著,平成17年11月,「公正取引」No.661)『「対価に係るもの」・『売上額』課徴金の納付を命ずる場合に固有な論点—防衛庁発注石油製品入札談合課徴金事件 東京高裁平成18年2月24日第3特別部判決(平成17年(行ケ)第118号審決取消請求事件)』(単著,平成19年4月,「平成18年度重要判例解説)」「中国独占禁止法の制定・施行—外国企業のビジネスや投資や貿易に与える影響—」(単著,平成21年11月日本国際経済法学会2009年年報)。

(2) 学会・研究会報告

平成16年9月,環境経済・政策学会において,「平成14年度公正取引委員会委託調査報告書の紹介と環境問題の経済(競争)法体系における位置付けについて」というテーマで報告。

平成17年5月、日本経済政策学会において、「日本の競争政策の前史的研究の試みー楽市楽座、鎖国・開国、上からの産業革命等ー」というテーマで報告。

平成20年11月、日本国際経済法学会において「中国独占禁止法の制定・施行ー外国企業のビジネスや投資や貿易に与える影響ー」というテーマで報告。

3 特記事項

日本経済法学会，国際経済法学会，日本経済政策学会，環境経済・政策学会に所属。国家公務員としての勤務歴は30年余にわたり，その間，公正取引委員会事務（総）局において審査審判部局を中心に勤務し，外務省，旧通商産業省及び旧経済企画庁（経済研究所）の勤務経験もある。JICA専門家（中国独禁法立法支援），東京都入札監視委員，環境省環境配慮契約法基本方針検討会電力WG委員等の経歴を有する。

篠田 昌志（民法）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成16年度～平成17年度「民法1，2」「民事法総合2」，平成18年度「民法1，2」「民事法総合2」「民事責任法」，平成19年度「民事法総合2」「民法総合演習」，平成20年度「民法2」「財産法1，2」「民法総合2」「民法総合演習」，平成21年度「民法2」「民法総合2」「民法演習」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

著書として「新・判例コンメンタール民法V・債権総則(1)」(共著，平成16年10月，三省堂)。

3 特記事項

日本私法学会，信託法学会に所属。

富井 幸雄（憲法）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成17年度「公法1，2」「公法総合1，3」，平成18年度「公法1，2」「公法総合1，3」「地方自治法」，平成19年度「憲法1，2」「憲法総合1」「公法総合1」，平成20年度「憲法1，2」「憲法総合1，2」「比較憲法」「地方自治法」，平成21年度「憲法1，2」「憲法総合1」「比較憲法」「地方自治法」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

著書として「わが国防衛法制の半世紀」(共著，平成16年12月，内外出版)「地方自治法読本」(単著，平成17年4月，内外出版)「憲法と緊急事態法制 カナダの緊急

権」(単著,平成18年2月,日本評論社)。

論文・判例評釈等として「アメリカにおける軍の警察活動の制約—*Posse Comitatus*法の意義(一)(二)」(いずれも単著,平成16年12月・平成17年3月,「法学新報」111巻5・6・11・12号)「第2次世界大戦におけるハワイのマーシャルロー—憲法学的考察」(単著,平成17年3月,「大東文化大学紀要(社会科学)」43号)「日米安保体制 自治体の意見聞く仕組みを」(単著,平成17年11月,「朝日新聞 私の視点」)「Japan—U. S. security pledge lacks local voice」(単著,平成17年11月,「International Herald Tribune Asahi Shinbun」)「憲法保障機関としてのカナダ法務長官—付随的違憲審査制の補完?」(単著,平成18年1月,「法学会雑誌」46巻2号)「同性婚と憲法—カナダの婚姻法(Civil Marriage Act)を素材として(一)(二・完)」(いずれも単著,平成18年7月・平成19年1月,「法学新報」113巻1~4号)「カナダ競争法と憲法—連邦制と競争法(上)(下)」(いずれも単著,平成18年7・8月,「国際商事法務」33巻7・8号)「カナダの反テロ法—人権と安全保障」(単著,平成18年9月,「カナダ研究年報」25号)「自衛官と政治的言論の自由」(単著,平成18年10月,「防衛法研究」29号)「北朝鮮制裁 軍事支持は国会承認を」(単著,平成18年12月,「朝日新聞 私の視点」)「カナダの上院—憲法の第二院(一)(二・完)」(いずれも単著,平成19年1・7月,「法学会雑誌」47巻2号・48巻1号)「米国・進まぬ銃規制」(共著,平成19年4月,「産経新聞」インタビュー)「最高裁判所判事の任命—カナダにおける議論と改革(一)(二)」(いずれも単著,平成19年8・12月,「法学新報」114巻1~4号)「新テロ特措法 国会承認の原則を外すな」(単著,平成19年10月,「朝日新聞 私の視点」)「カナダにおける信教の自由」(単著,平成19年12月,「法学会雑誌」48巻2号)「反テロ法」(単著,平成19年12月,「新版 史料が語るカナダ 1535—2007」)「カナダにおける信教の自由」(単著,平成19年12月,「法学会雑誌」48巻2号)。「司法権の独立—カナダ憲法での成熟(一)(二)(三・完)」(いずれも単著,平成20年10月,12月,平成21年3月,「法学新報」111巻3・4号,5・6号,7・8号)「カナダ憲法と世俗主義—宗教、教育、国家(一)(二・完)」(単著,平成20年7月,平成21年1月,「法学会雑誌」49巻1号,2号)。「自衛隊の行動と国会承認」(単著,平成21年8月,「法学会雑誌」50巻1号)。「軍権と行政権」(単著,平成21年10月,「比較憲法学研究」21号)。

(2) 学会・研究会報告

平成16年9月,日本カナダ学会において,「反テロ法」のテーマで報告。平成20年10月,比較憲法学会において,「軍権と行政権」のテーマで報告。平成21年9月,日本カナダ学会において,「カナダ憲法における宗教—カナダは世俗国家か?」のテーマで報告。同年11月,防衛法学会において,「カナダのテロ対策」のテーマで報告。

3 特記事項

防衛法学会理事。

参議院外交防衛委員会客員調査員，衆議院安全保障委員会参考人，板橋区情報公開個人情報保護審査会副会長，桶川市情報公開個人情報保護審議会会長等の経歴を有する。

原 克也（民事訴訟法・実務家教員）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）
平成19年度「民事訴訟法2」「民事訴訟法総合1」「民事訴訟実務の基礎」「法曹倫理」，平成20年度「民事訴訟実務の基礎」「民事訴訟実務の基礎1」「民事訴訟法総合2」「法曹倫理」，平成21年度「民事訴訟実務の基礎1」「民事訴訟実務の基礎2」「民事訴訟法総合2」「法曹倫理」を担当。
- 2 研究活動（過去5年間について）
 - (1) 主な著書，論文
論文・判例評釈等として「民事執行判例・実務フロンティア」（共著，平成21年5月，別冊判例タイムズ24号），「新司法試験の問題と解説2008」（共著，平成20年9月，法学セミナー増刊号），「同2009」（共著，平成21年9月，法学セミナー増刊号）等。
- 3 特記事項
平成3年4月に任官し，裁判官としての経歴は18年に及ぶ。現在も東京地方裁判所判事として引き続き民事実務に従事。

潘 阿憲（商法）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）
平成16年度「商法1，2」「民事法総合3」，平成17年度「商法1，2」「民事法総合3」「法律学特論（企業法研究I）」，平成18年度「商法1，2」「民事法総合3，4」，平成19年度「商法1，2」「商法総合1，2」「民事法総合3，4」「商法総合演習」，平成20年度「商法1，2」「商法総合1，3」「商法総合演習」を担当。
- 2 研究活動（過去5年間について）
 - (1) 著書
「会社法概論」（共著，平成18年5月，青林書院）「商法概論I」（共著，平成19年4月，青林書院）、逐条解説会社法第4巻（共著，平成20年12月，中央経済社）
 - (2) 論文・判例評釈
「株主総会の前に計算書類等の備置を怠った場合の決議の効力」（単著，平成16年6月，「ジュリスト」1270号193頁）「白地手形の不当補充か変造か」（単著，平成16年10月，「手形小切手判例百選 第6版」48頁）「新株発行不存在確認の訴えにおける不存在事由」（単著，平成17年7月，「ジュリスト」1294号161頁）「私製手形に基づき提起した手形訴訟が不適法とされた事例」（単著，平成18年

8月、「ジュリスト」1317号178頁)「会社の内規に従った退職慰労金の不支給と代表取締役の責任」(単著,平成19年4月,「ジュリスト」1333号129頁)
「部下の違法行為に対する担当取締役の責任が否定された事例」(単著,平成20年2月,「ジュリスト」1350号93頁)、「実質的な競争関係にある株主の名簿閲覧請求の可否」(単著,平成21年4月,「ジュリスト」1378号186頁)。

深津 健二 (消費者法)

- 1 法科大学院における教育活動 (首都大学東京法科大学院における担当講義)
平成17年度～平成21年度「消費者法」を担当。
- 2 研究活動 (過去5年間について)
 - (1) 著書, 論文
論文として「大型店規制と消費者の利益—「まちづくり三法」の制定と改正を契機として—」(単著,平成19年12月,「法学会雑誌」119頁)。

前田 雅英 (刑法)

- 1 法科大学院における教育活動 (首都大学東京法科大学院における担当講義)
平成16年度「刑法1」「刑事法総合1」「法情報調査」「医事刑法」,平成17年度「刑法1」「刑事法総合1,2」「医事刑法」,平成18年度「刑法1」「刑事法総合2」「刑事政策」,平成19年度「刑法1」「刑事法総合2」「医事刑法」,平成20年度「刑法1」「刑事法総合1,2」「医事刑法」,平成21年度「刑事法総合1,2」「刑事訴訟法2」「刑事訴訟法総合」「医事刑法」を担当。
- 2 研究活動 (過去5年間について)
 - (1) 著書, 論文
著書として「刑法総論講義 第4版」(単著,平成18年3月,東大出版会)「刑事訴訟法講義 第3版」(共著,平成21年6月,東大出版会)「刑法各論講義 第4版」(単著,平成19年1月,東大出版会)「ケースブック刑法 第1版」「ケースブック刑事訴訟法 第1版」(いずれも,共著,平成19年3月,弘文堂)「最新重要判例250刑法 第6版」(単著,平成19年4月,弘文堂)「量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究」(共著,平成19年4月,司法研究報告書)「条解刑法 第2版」(共著,平成19年12月,弘文堂)「ケースブック刑法 第2版」「ケースブック刑事訴訟法 第2版」(いずれも,共著,平成20年4月,弘文堂)。
論文等として「被害者の行為の介在と因果関係」(単著,平成16年4月,「法学教室」283号116頁)「中止犯の任意性」(単著,平成16年5月,「法学教室」284号118頁)「ヘルパーはなぜ吸引してはいけないのか?」(単著,平成16年5月,「総合リハビリテーション」32巻5号429頁)「共犯の離脱

と因果性」(単著,平成16年6月,「法学教室」285号96頁)「警備業と正当業務行為」(単著,平成16年6月,「Security Time」297号42頁)「承継的共同正犯と因果性」(単著,平成16年7月,「法学教室」286号118頁)「The Fight Against Crime」(単著,平成16年7月,「Asia・Pacific Perspectives」2巻3号22頁)「宗教的行為と刑法」(単著,平成16年7月,「法学会雑誌」45巻1号7頁)「改正暴対法とその複合的効果」(単著,平成16年7月,「ジュリスト」1272号2頁)「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(単著,平成16年7月,「共同参画」21巻13号4頁)「共謀の射程」(単著,平成16年8月,「法学教室」287号116頁)「実行行為と故意」(単著,平成16年9月,「法学教室」288号114頁)「財産犯論の現代的課題ー「保護法益」の具体化」(単著,平成16年10月,「現代社会型犯罪の諸問題」293頁)「女性犯罪と犯罪の増加」(単著,平成16年10月,「法の支配」135号48頁)「因果経過の予見可能性」(単著,平成16年11月,「法学教室」289号168頁)「故意の成立に必要な認識」(単著,平成16年11月,「法学教室」290号138頁)「おとり捜査とその違法性」(単著,平成16年11月,「研修」677号3頁)「犯罪認知件数の減少と刑事政策」(単著,平成18年4月,「渥美先生古希祝賀論文集」251頁)「予見可能性と信頼の原則」(単著,平成18年6月,「神山敏雄先生古希祝賀論文集」1巻69頁)「可罰的違法性と住居侵入罪」(単著,平成19年6月,「研修」708号15頁)「刑罰法規の内容の適正」(単著,平成19年10月,「刑法の争点」8頁)「平成の社会と刑事法理論の変化」(単著,平成19年10月,「警察学論集」60巻11号27頁)「戦後実務の量刑の変化と量刑論」(単著,平成19年11月,「法曹時報」59巻10号1頁)「行政刑罰法規の認識と実質的故意論」(単著,平成19年12月,「法学会雑誌」48巻2号9頁)「最近の住居侵入罪の判例と圍繞地」(単著,平成20年3月,「研修」717号3頁)。

(2) 学会・研究会報告

平成20年3月,日本学術会議7部会において「医療関連死と法」のテーマで報告。

3 特記事項

中教審,中医協委員を務める。

最高裁判所,法務省,警察庁,厚労省,国交省の審議会・懇談会委員を多数務める。

日本刑法学会理事,法と精神医療学会,警察政策学会理事等を務める。

峰 ひろみ(刑事訴訟法・実務家教員)

1 法科大学院における教育活動(首都大学東京法科大学院における担当講義)

平成20年度「模擬裁判」「刑事訴訟実務の基礎」「法曹倫理」「刑事訴訟法1」「刑事政策」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

著書として「ケースブック刑事訴訟法 第2版」「ケースブック刑法 第2版」（いずれも，共著，平成20年4月，弘文堂）。

論文として「被害者参加制度における検察官と被害者参加弁護士の役割」（単著，平成21年1月「法学会雑誌」第49巻第2号193頁以下）

3 特記事項

日本刑法学会会員。

平成13年4月検事として任官し，東京地方検察庁，横浜地方検察庁等で捜査・公判に従事。平成19年3月退官。

森 肇志（国際法）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成17年度「国際法国内判例演習」，平成18年度「国際法国内判例研究」，平成19年度「国際法1，2」「国内法における国際法」「国際法国内判例研究」，平成20年度「国際法1，2」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

著書として「自衛権の基層」（単著，平成20年3月）、「講義国際法」（共著，平成16年5月，有斐閣）。

論文等として「国際法における集団的自衛権の位置」（単著，平成19年，「ジュリスト」1343号17頁）「武力不行使原則の定立と治安確保型自衛権の位置づけ」（単著，平成19年，「世界法年報」26号167頁）。

(2) 学会・研究会報告

平成18年，世界法学会平成18年度大会において「非国家主体に対する『自衛権の行使』－非国家主体に対する域外軍事活動の国際法上の位置づけ－」のテーマで報告。

3 特記事項

国際法学会評議員，日本国際法協会編集総務を務める。

矢崎 淳司（商法）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成16年度「民事法総合4」，平成17年度「民事法総合4」「法律学特論（企業法研究Ⅱ）」，平成19年度「商法総合3」，平成20年度「商法総合2」，平成21年度「商法総合2」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

著書として「敵対的買収防衛策をめぐる法規制」（単著，平成19年7月，多賀出版）。

論文等として「日米におけるコーポレート・ガバナンス改革に関する一考察」（単著，平成17年2月，「東京都立短期大学経営システム学科研究論集」10号57頁）

「イギリスにおける買収防衛策をめぐる規制」（単著，平成18年1月，「法学会雑誌」46巻2号277頁）「敵対的買収とコーポレート・ガバナンス」（単著，平成19年2月，「経営システム誌」16巻6号355頁），「わが国の企業買収法制構築に関する一考察」（単著，平成20年1月，「MARR（レコフ社）」171号20頁），「取締役会議事録の一部の謄写を許可した佐賀銀行取締役会議事録謄写申請事件」（単著，平成21年12月，「ビジネス法務」2010年2月号114頁）

3 特記事項

日本私法学会会員

我妻 学（民事訴訟法）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成16年度「民事訴訟法1，2」，平成17年度・18年度「民事訴訟法1，2」
「民事法総合6」「債権回収法」，平成19年度「民事訴訟法1，2」「民事訴訟法総合2，3」「債権回収法」，平成20年度「民事訴訟法1，2」「民事訴訟法総合1，2」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

著書として「法学講義民事訴訟法」（共著，平成18年3月，悠々社）「テキストブック民事執行法・保全法」（共著，平成19年4月，法律文化社）。

論文・判例評釈等として「民事手続法の改正」（単著，平成16年4月，「法曹時報」76巻4号61頁）「ドイツにおける医療紛争と裁判外手続」（単著，平成16年7月，「法学会雑誌」45巻1号49頁），「フランスにおける医療紛争の新たな調停・補償制度」（単著，平成18年1月，「法学会雑誌」46巻2号49頁）「訴訟上の救助決定に対して，訴訟の相手方当事者は，即時抗告をすることができる」（単著，平成18年2月，「判例リマークス」32号104頁）「立証をめぐる釈明義務の範囲」（単著，平成18年2月，「金融・商事判例」1233号6頁）「詐害行為の否認」（単著，平成18年5月，「倒産処理法制の理論と実務」242頁）「医療事故経過報告書の提出義務」（単著，平成18年9月，「医事法判例百選」42頁）「手形の譲渡担保権者の地位」（単著，平成18年10月，「倒産判例百選 第4版」104頁）「英国における差止訴訟と消費者団体」（単著，平成18年10月，「ジュリスト」1320号104頁）「違法収集証拠」（単著，平

成18年12月、「判例から学ぶ民事手続法」91頁)「民事法律扶助サービスの目的とその意義」(単著,平成19年1月,「市民と司法」303頁)「個別報告 医療紛争と裁判外紛争処理手続」(単著,平成19年5月,「仲裁とADR」2号90頁)「反訴請求債権を自働債権とし本訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁の可否」(単著,平成19年4月,「金融・商事判例」1263号14頁)「破産管財人の職責と善管注意義務」(単著,平成19年7月,「取引法の変容と新たな展開」(川井健先生傘寿記念論文集)460頁)「イギリス(イングランド・ウェールズ)における法曹制度改革の試み」(単著,平成19年7月,「法の支配」146号60頁)「近時の医療紛争の諸問題」(単著,平成19年11月,「いのちとくらし研究所報」21号15頁)「分娩に関する脳性麻痺に対する無過失補償制度」(単著,平成19年12月,「法学会雑誌」48巻2号79頁)「再生手続の廃止(民再19条,192条)」(共著,平成19年12月,「条解民事再生法 第2版」891頁)「金融機関が保有する文書に対する提出命令の範囲」(単著,平成20年1月,「金融・商事判例」1284号1頁),「裁判(所)および裁判外での交通事故紛争の解決」(単著,平成20年4月,塩崎勤=小賀野晶一=島田一彦編・交通事故訴訟134頁),「民事法律扶助の意義と機能」(単著,平成20年8月,民事司法の法理と政策下(小島武司先生古稀記念論文集)256頁),「イギリス(イングランド・ウェールズ)における法曹制度改革の試み」(単著,平成21年1月,「法学会雑誌」49巻2号29頁)。

(2) 学会・研究会報告

平成18年7月,仲裁・ADR学会において,「医療紛争と裁判外紛争処理制度」のテーマで報告。

平成19年12月,司法アクセス学会において,シンポジウム「法テラスの挑戦—1年間の実践の経験から」のパネリストを務める。

3 特記事項

東京簡易裁判所司法委員,東京地方裁判所裁判所委員会委員を務める。

桶舎 典哲(民法)

1 法科大学院における教育活動(首都大学東京法科大学院における担当講義)

平成17年度「民法5」「民事法総合2」,平成20年度「民法4,5」を担当。

2 研究活動(過去5年間について)

(1) 著書,論文

論文・判例評釈等として「アメリカにおける消費者金融の概要」(単著,平成17年8月,「法律時報」77巻9号55頁)「破産した賃借人の破産管財人がした破産宣告後の未払い賃料等への敷金の合意充当と,敷金返還請求権に質権の設定を受けた質権者に対する破産管財人の注意義務」(単著,平成19年12月,「判例評論」586号39頁)。

尾崎 悠一（商法）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）
平成20年度「商法総合3」を担当。
- 2 研究活動（過去5年間について）
 - (1) 著書，論文
論文として『『東京支店建築営業部長』の権限逸脱行為と会社の責任』（単著，平成17年9月，「ジュリスト」1296号164頁）「株主総会決議の欠缺と取締役への退職金の支払拒絶」（単著，平成18年6月，「ジュリスト」1314号152頁）「代表取締役による従業員の引抜き・顧客奪取と不法行為責任」（単著，平成21年4月，「ジュリスト」1377号84頁）

門脇 雄貴（行政法）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）
平成18年度「公法3」「地方自治法」，平成20年度「行政法1」を担当。
- 2 研究活動（過去5年間について）
 - (1) 著書，論文
論文等として「国家法人と機関人格（一）～（三・完）－機関訴訟論再構築のための覚書－」（単著，平成19～21年，「法学会雑誌」48巻2号269頁，49巻1号233頁，50巻1号141頁）「Wolfgang Roth, Verwaltungsrrechtliche Organstreitigkeiten: Das subjektive Recht im innerorganisatorischen Verwaltungsbereich und seine verwaltungsgerichtliche Geltendmachung（書評）」（単著，平成18年，「国家学会雑誌」109巻9・10号710頁）。
 - (2) 学会・研究会報告
平成18年10月，行政判例研究会において報告（題目「複数原告による取消訴訟の提起と訴額の算定」）。
- 3 特記事項
八王子市情報公開・個人情報保護審査会委員，東京都建築審査会委員等を務める。

木村 草太（憲法）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）
平成18年度「地方自治法」、平成19年度・平成20年度・平成21年度「憲法総合2」、及び平成21年度「情報法」・「公法総合演習」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

論文・判例評釈等として「御嵩町における産業廃棄物施設の設置についての住民投票に関する条例が投票の資格を有する者を日本国民たる住民に限ることとしたことと憲法14条1項，21条1項」（単著，平成16年4月，「自治研究」80巻4号126頁）「Maltz, The Fourteenth Amendment and Law of the Constitution（書評）」（単著，平成17年6月，「国家学会雑誌」118巻5・6号671頁）「首相の神社参拝行為に関する違憲確認・差止・損害賠償請求が棄却ないし却下された事例」（単著，平成17年9月，「自治研究」81巻9号125頁）「東京都管理職試験最高裁大法廷判決」（単著，平成19年2月，「自治研究」83巻2号124頁）「法律と条令制定権の範囲」（単著，平成19年3月，「憲法判例百選Ⅱ 第5版」484頁）「在外邦人選挙権剥奪に関する違法確認請求と国家賠償請求（行政法的考察）」（単著，平成19年3月，「法学協会雑誌」124巻6号234頁）「思想表現としての建築」（単著，平成19年6月，「建築ジャーナル」2007年6月号44頁）「公共建築における創造と正統性—邑楽町建築家集団訴訟の示唆」（単著，平成19年12月，「法学会雑誌」48巻2号299頁）「無限に連なる3LDK（75㎡）——ソフトローの二類型」（単著，平成20年3月，「ソフトロー研究」第11号121頁）「書評Christopher L. Eisgruber, Lawrence G. Sager, Religious Freedom And The Constitution(Harvard University Press)」（単著，平成20年4月，「国家学会雑誌」121巻3・4号233頁）『平等なき平等条項論』（単著，平成20年7月，東京大学出版会）「音楽専科教諭の『君が代』ピアノ伴奏拒否処分に対する戒告処分取消訴訟上告審判決」（単著，平成20年12月，自治研究84巻12号137頁）「関税定率法による写真集の輸入規制と憲法21条——メイプルソープ写真集税関検査事件（最判平成20・2・19）」（単著，平成21年2月，法学教室No.342別冊付録判例セレクト2008・7頁）「地方自治の本旨」平成21年8月，安西文雄他『憲法学の現代的論点（第二版）』有斐閣209頁

3 特記事項

日本公法学会、全国憲法研究会、憲法理論研究会会員。

平成16年9月，公法学会（平成15年開催）第一部会討論要旨をまとめ，「公法研究」誌のための原稿準備作業に従事（「公法研究」66号所収）。平成21年全国憲法研究会企画委員、平成21年より全国憲法研究会事務局員。

竹下 啓介（国際私法）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成17年度「国際取引法」，平成18年度「国際私法」「国際取引法」，平成19年度～平成20年度「国際私法」「国際取引法」「現代取引法」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

論文・判例評釈等として「中華民国（台湾）籍の夫婦の離婚に伴う財産給付に関する事例（判例評釈：東京高判平成12・7・12）」（単著，平成16年，「ジュリスト」1268号231頁）「公海上の船舶衝突」（共著（道垣内正人教授との共著），平成16年，「国際私法判例百選」172号64頁）「Zitelmann国際私法理論の『実証性』（1）～（5・完）」（単著，平成17年～平成18年，「法学協会雑誌」122巻3号73頁，122巻10号64頁，122巻11号104頁，123巻6号1頁，123巻8号99頁）「我が国のハーグ国際私法会議への加盟に関する資料について」（共著（道垣内正人教授との共著），平成18年，「国際私法年報」7号140頁）「法律行為に関する準拠法（特集・法の適用に関する通則法の制定）」（単著，平成18年，「法律のひろば」59巻9号13頁）「公海上の船舶衝突」（単著，平成19年，「国際私法判例百選 新法対応補正版」185号78頁）「Charles Proctor, Mann on the Legal Aspect of Money, 6th ed.」（単著，平成19年，「国際法外交雑誌」106巻3号134頁）「Zitelmannの国際私法理論と『法人』論」（単著，平成20年，「国際私法年報」9号196頁）、「ロー・ジャーナル 国籍法3条1項を違憲とした最高裁判決[平成20.6.4]」（単著，「法学セミナー」53巻11号、2008年、6-7頁。），「国際海商法の統一性とソフトロー」（単著，2008年，小寺彰・道垣内正人編『国際社会とソフトロー』（中山信弘編集代表／ソフトロー研究叢書：第5巻、有斐閣）247-269頁），「仮処分事件の国際裁判管轄と仲裁合意[東京地裁平成19年8月28日決定]」（単著，「ジュリスト」1376号、2009年、345-347頁）、「大使館用不動産取得に関する仲介契約と民事裁判権免除[東京地裁平成17.12.27判決]」（単著，平成20年，「ジュリスト」1368号152-155頁）。

(2) 学会・研究会報告

平成18年10月，国際私法学会第114回研究大会において「Zitelmann国際私法理論の解釈に関する一私論」のテーマで報告。また，平成20年11月日本国際経済法学会第18回研究大会において「貨幣の法的分析に関する一考察」のテーマで報告。

3 特記事項

国際法学会，国際私法学会，日本国際経済法学会に所属。

法務省民事局調査員として，「法の適用に関する通則法」の立法事務等を担当した経歴を有する。

谷口 功一（法哲学）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）
平成17年度～平成20年度「法哲学」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

著書としては、以下。

1. 谷口功一（2006）「立法過程における党派性と公共性」『公共性の法哲学』ナカニシヤ出版

論文としては、以下。

1. 谷口功一（2004）「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の立法過程に関する一考察『法哲学年報 2003：ジェンダー、セクシュアリティと法』有斐閣
2. 谷口功一（2007）「法哲学の立場から」『アメリカ法』2007-1、有斐閣
3. 谷口功一（2008）「議会における立法者、その人間学的基礎」『ジュリスト』No.1285、有斐閣
4. 谷口功一（2009）「ショッピングモールの法哲学：「市場」と「共同体」再考」『RATIO』06号、講談社
5. 谷口功一（2009）「国家と故郷のあわい／断片」『理想』[特集：国家論への寄与]、理想社
6. 谷口功一（2009）「市民的公共性の神話／現実、そして」『岩波講座哲学（10）』岩波書店
7. 谷口功一（2009）「立法に対する経済的影響」について『法哲学年報 2008：法学と経済学』有斐閣

3 特記事項

日本法哲学会企画委員（2010年度分）、及び実施委員（2009年度分）。

経済産業省オルタナティブ・ビジョン研究会委員

東京財団仮想制度研究所（VCASI）フェロー

堤 健智（民法）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）
平成20年度「財産法1」を担当。

2 研究活動

(1) 主な著書・論文

論文・判例評釈等として「少年団員の不法行為と団長の損害賠償責任」（単著、平成22年1月、「法学会雑誌」50巻2号395頁）。

3 特記事項

日本私法学会会員

徳本 広孝（行政法）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成19年度「行政法1, 2」「行政法総合」、平成20年度「行政法1, 2」「行政法総合」「公法総合演習」「地方自治法」を担当。
- 2 研究活動（過去5年間について）
 - (1) 著書、論文

著書として「行政訴訟の実務」（共著，加除式，平成18年3月，第一法規）「犯罪予防の法理」（共著，平成20年12月，成文堂）。

論文・判例評釈等として「法人等の従業員の職務の遂行に関する情報，法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報および公務員の職務の遂行に関する情報の大阪市公文書公開条例（昭和63年大阪市条例第11号）6条2号にいう『個人に関する情報』該当性」（単著，平成17年8月，「法学協会雑誌」122巻8号167頁）「大学が全学生，教官等により組織された学生の課外活動を推進する事業を行う権利能力のない社団の解散を決定することができる」とされた事例」（単著，平成17年12月，「自治研究」81巻12号132頁）「2005年学界回顧ドイツ法」（単著，平成17年12月，「法律時報」77巻13号269頁）「研究者の不正行為とオンブズマン制度—ドイツの取り組み」（単著，平成18年1月，「明治学院大学法科大学院ローレビュー」2巻3号61頁）「H. -H. Trute『研究者の不正行為とドイツにおけるその法的取扱い』（翻訳，平成18年1月，「明治学院論叢法学研究」79号107頁）「H. -H. Trute『電気通信法—欧州化する経済行政法の一例—』（翻訳，平成18年3月，「明治学院論叢法学研究」80号67頁）「海難原因解明裁決」（単著，平成18年6月，「行政判例百選Ⅱ 第5版」164頁）「H. -H. Trute『行政法総論』（翻訳，平成18年7月，「明治学院大学法律科学研究所年報」22号77頁）「2006年学界回顧ドイツ法」（単著，平成18年12月，「法律時報」78巻13号279頁）「資料：犯罪予防に関するドイツ公法上の論点—アンケート調査の結果—」（単著，平成18年12月，「明治学院大学法科大学院ローレビュー」5号95頁）「退去強制をめぐる異議の申出に対する裁決書作成義務の意義」（単著，平成19年4月，「平成18年度重要判例解説」51頁）「判例六法」「判例六法Professional」（編集協力，平成19年～平成20年，有斐閣）。
 - (2) 学会・研究会報告

平成18年11月28日，警察政策学会犯罪予防法制部会が実施したドイツ法制調査の結果報告として「編目スクリーン捜査（Rasterfahndung）の法的統制」について報告，平成19年10月12日，経済産業研究所（RIETI）が実施した大学法制に関する海外調査（ドイツ担当）の結果報告として「新統御モデルによる大学運営の現状」について報告。
- 3 特記事項

日本公法学会，警察政策学会に所属。

行政書士試験委員，東京都青少年問題協議会委員，埼玉県個人情報保護審査会委員，
モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）基準策定委員等

長谷川 貴陽史（法社会学）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）
平成17年度「都市法」「自治体法務論」，平成18年度～平成21年度「法社会学」を担当。
- 2 研究活動（過去5年間について）
 - (1) 著書，論文
著書として「都市コミュニティと法—建築協定・地区計画による公共空間の形成—」
（単著，平成17年3月，東京大学出版会）「法社会学の新世代」（共著，平成21年3月，有斐閣，174頁）。
論文等として「景観権の形成と裁判—国立・大学通りマンション事件訴訟を素材として」
（単著，平成17年9月，「法社会学」63号127頁）「都市景観保護の法制度設計—日本人の法意識・景観意識を踏まえて（第1部・第2部）」（いずれも共著，平成17年9・10月，「住宅」636号56頁，637号72頁）「景観保全の現状と課題—住宅地・商業地の景観をいかに保全するのか」（共著，平成18年1月，「都市住宅学」52号75頁）「売買契約締結後の日照・騒音問題に対する私法的救済」（単著，平成18年4月，「日本不動産学会誌」19巻4号52頁）「ホームレスの『居住権』—大阪地判平成18. 1. 27ホームレス住民票転居届不受理処分取消事件に接して」（単著，平成18年4月，「都市住宅学」53号29頁）「地域コミュニティは景観法を活用できるか—既成市街地における近年の景観紛争事例を踏まえて」（単著，平成18年6月，「ジュリスト」1314号47頁）「ヘドニック分析とその応用に関する考察—大都市圏における宅地売買データを素材として—」（共著，平成19年3月，「平成18年度 土地政策に関する基礎的調査業務報告書」341頁）「緑地協定が戸建住宅価格に及ぼす影響」（共著，平成19年5月，「2006年度 公園緑地研究所調査研究報告」125頁）「建築協定とその運用」（単著，平成19年12月，「ヘスティアとクリオ」6号23頁）「公共性の法社会学—序論的考察」（単著，平成20年3月，「法社会学」68号12頁）「いわゆる「開発許可条例」について」（単著，平成20年3月，「都市自治体における土地利用行政の現状と課題—合併市を素材として—」61頁）「Law and Community in Japan: The Role of Legal Rules in Suburban Neighborhoods」（単著，平成21年5月，Social Science Japan Journal 12巻1号71頁）「景観規制が戸建住宅価格に及ぼす影響—東京都世田谷区を対象としたヘドニック法による検証—」（共著，平成21年6月，計画行政32巻2号71頁）。
 - (2) 学会・研究会報告
平成19年5月，日本法社会学会において，「公共性の法社会学の方法について」のテーマで報告。

平成20年10月、第1回ハーバード＝スタンフォード国際若手研究者会議（於スタンフォード・ロースクール）において、「The Urban Community and the Law」のテーマで報告。

平成21年3月、東京大学グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」シンポジウムにおいて、「行政による紛争解決手続：山本報告へのコメント」のテーマで報告。

3 特記事項

国際法社会学会（RCSL）会員、法と社会学会（LSA）会員、日本法社会学会編集委員、都市住宅学会総務企画委員。

山神 清和（知的財産法）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成17年度「法情報調査「法律学特論（著作権法）」、平成18年度「法情報調査」「著作権法」、平成19年度～平成20年度「法情報調査」「知的財産法1, 2」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書、論文

論文等として「経済学的分析と知的財産法」（単著、平成17年10月、「L&T」29号100頁）「侵害回避のための開発手法としてのクリーン・ルーム方式再考」（単著、平成17年11月、「知的財産法の理論と現代的課題」386頁）「ソフトウェア特許と間接侵害——太郎事件控訴審を素材に——」（単著、平成18年2月、「知財管理」56巻2号195頁）「財団法人ソフトウェア情報センター2006年度版」（単著、平成19年4月、「財団法人ソフトウェア情報センター2007年度版報告書」23頁）「類似性・混同」（単著、平成19年11月、「商標・意匠・不正競争判例百選」）『「電子内容証明」制度』（単著、平成20年3月、「Q&A インターネットの法務と税務 2008年版補訂」1097頁）。

(2) 学会・研究会報告

平成20年2月、DCAJシンポジウム「著作権リフォーム—コンテンツの創造・保護・活用の好循環の実現に向けて—」において、報告及びパネルディスカッション参加。

3 特記事項

（株）情報通信総合研究所での勤務経験を有する。

財団法人ソフトウェア情報センターソフトウェア特許委員会委員、財団法人デジタルコンテンツ協会法的問題検討委員会委員等を務める。

岩出 誠（労働法・実務家教員）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成18年度～20年度「労働法」「社会法総合演習」を、同21年度「社会法総合演習」を担当。千葉大学法科大学院における担当講座：平成19年～平成20年 「労働法基礎」、「実践労働」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

著書として「社員の健康管理と使用者責任」（単著，平成16年6月，労働調査会）
「労働関係法の現代的展開」（共著，平成16年11月，信山社）
「論点・争点 現代労働法」改訂増補版（編著，平成20年10月，民事法研究会）
「労働契約法・改正労基法の個別論点整理と企業の実務対応」（単著，平成19年7月，日本法令）
「労働契約って何？」（編著，平成20年1月，労務行政）、「変貌する労働と社会システム」（共著，信山社、所収『「過労死・過労自殺」等に対する企業責任と労災上積み補償制度」平成19年6月）、「Q&A 会社の合併・分割・事業譲渡をめぐる労務管理」（編著 新日本法規出版、平成21年6月）、「実務労働法講義」第3版上・下巻」（単著，平成21年12月，民事法研究会）等。

論文等として「災害調査復命書の文書提出命令に対する公務秘密文書該当性」（単著，平成18年4月，「労働判例」908号5頁）
「健康配慮義務を踏まえた労働者の処遇・休職・解雇」（単著，平成19年5月，「日本労働法学会誌」109号51頁）
「ファーストフード店長の管理監督者該当性」（ジュリスト1363号136頁、平成20年9月）

(2) 学会・研究会報告

平成18年10月15日，労働法学会研究報告「健康配慮義務を踏まえた労働者の処遇・休職・解雇～健康配慮義務を踏まえた私傷病労働者の処遇・休職・解雇などに関する判例法理の到達点と実務上・法理論的課題と未解明な問題を探りつつ～」。

3 特記事項

昭和52年4月から弁護士として活動。大型労働事件に携わるほか，30件以上の労働審判を処理。

東京弁護士会労働法制特別委員会副委員長として後進の育成に尽力し，実務修習の司法修習生や法科大学院のエクスターンの指導にも当たる。

平成13年，厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会会員に就任し，労働基準法の改正，労働契約法の立法に関与（平成19年4月まで）、平成19年4月、人事院職員福祉局補償課精神疾患等認定基準研究会委員に就任。

川村 栄一（租税法・実務家教員）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）
平成17年度～平成21年度「租税法1, 2」を担当。
- 2 研究活動（過去5年間について）
 - (1) 著書, 論文
著書として、「地方税法概説」（単著, 平成21年8月, 北樹出版）。
同 「税務力アップシリーズ 地方税 平成21年度版」（編著, 平成21年10月, 清文社）。
同 「最新行政大事典 第1巻」（共著, 平成21年12月, ぎょうせい）。
同 「演習ノート 租税法」（共著, 平成19年4月, 法学書院）。
論文として、「地方消費税の引上げ ～地方主権の確立と地方税源の充実・確保」（単著, 平成22年1月, 「税」2010年1月号Vol.65 No.1 57頁）
同 「固定資産税制の課題と展望」（単著, 平成20年12月, ソウル市立大学紀要 53頁）
同 「東京都における法人事業税の税収分析と分割基準の見直しに関する一考察」（単著, 平成17年11月, 「税」2005年11月号Vol.60 No.11 144頁）。
- 3 特記事項
昭和48年東京都庁に入庁し, 昭和52年から主税局勤務。主税局税制部税制課長, 総務局特命担当部長, 主税局税制部長等を歴任。都税条例等の立案等に従事。東京都銀行税訴訟控訴審・上告審に東京都の指定代理人として関与した経歴も有する。

工藤 莞司（知的財産法・実務家教員）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）
平成17年度～平成18年度「知的財産法1, 2」「知的財産法演習」, 平成19年度「知的財産法3」「知的財産法演習」, 平成20年度「知的財産法演習」を担当。
- 2 研究活動（過去5年間について）
 - (1) 著書, 論文
著書として「商標審査基準解説 第五版」（単著, 平成17年9月）「知っておきたい特許法 改訂16版」（共著, 平成19年4月）「不正競争防止法解説と裁判例」（単著, 平成20年3月）。論文として、「商標法の構造と出所表示機能の保護（上、下）」法学会雑誌49巻1号23頁（08年7月）、2号357頁（09年1月）。
- 3 特記事項

特許庁審査官、審判長の経歴を有する。
現在弁理士、中央大学大学院講師として活動。

佐藤 卓生（刑事訴訟法・実務家教員）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）
平成19年度及び平成20年度に「模擬裁判」「刑事訴訟実務の基礎」を担当。
- 2 研究活動（過去5年間について）
 - (1) 著書、論文
論文として「少年法14条2項及び15条2項について一少年保護事件の職権証拠調べにおける刑事訴訟法等の規定の準用」（単著、平成17年6月、「家庭裁判所月報」57巻6号1頁）。
- 3 特記事項
平成8年4月に任官し、裁判官としての職務経験は約13年に及ぶ。平成21年3月まで、東京地方裁判所刑事部にて刑事実務に従事。
平成19年2月、判事在外研究のため渡米し、アメリカ合衆国における陪審裁判の実情や裁判官研修プログラムを研究。

穴戸 常寿（憲法）

- 1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）
平成17年度～平成18年度「情報法」、平成19年度「憲法総合2」「公法総合演習」、平成20年度「公法総合演習」を担当。
- 2 研究活動（過去5年間について）
 - (1) 著書、論文
著書として「新現代憲法入門」（共著、平成16年4月、法律文化社）「論点探求憲法」（共著、平成17年7月、弘文堂）「法科大学院ケースブック憲法」（共著、平成17年7月、日本評論社）「融ける境超える法4」（共著、平成17年11月、東京大学出版会）「憲法裁判権の動態」（単著、平成17年12月、弘文堂）「憲法学の現代的論点」（共著、平成18年4月、有斐閣）「プロセス演習憲法 第3版」（共著、平成19年4月、信山社）「新版・体系憲法事典」（共著、平成20年6月、青林書院）。
論文・判例評釈等として「緊急裁決制度の合憲性」（単著、平成16年6月、「平成15年度重要判例解説」22頁）「名誉毀損と事前差止め」（単著、平成17年11月、「メディア判例百選」148頁）「国家賠償責任の免除・制限と憲法17条」（単著、平成19年3月、「憲法判例百選Ⅱ 第5版」292頁）「選択肢は『改憲か、護憲か』だけなのか」（単著、平成19年4月、「世界」2007年5月号165頁）「放送の公共性を考える」（単著、平成19年5月、「新聞研究」672号33頁）「いわゆる『期待権』と編

集の自律」(単著,平成19年6月,「法学教室」321号6頁)「司法のプラグマティック」(単著,平成19年7月,「法学教室」322号24頁)「『憲法改正』とはどういうことか」(単著,平成19年11月,「RATIO」4号122頁)「情報化社会と放送の公共性の変容」(単著,平成20年2月,「放送メディア研究」5号161頁)「憲法 解釈論の応用と展開(1～)」(単著,平成20年4月～,「法学セミナー」640号～)「放送の自由」(単著,平成20年12月,「憲法の争点」120頁)「判例六法」判例六法Professional」(編集協力,平成19年～,有斐閣)。

3 特記事項

平成19年4月から一橋大学法学研究科准教授。

平成7年11月,司法試験(第二次試験)合格。

日本公法学会運営委員会委員(2008年度),全国憲法研究会企画委員会委員(2008年度)等を務める。

清水 俊彦(企業法務・実務家教員)

1 法科大学院における教育活動(首都大学東京法科大学院における担当講義)

平成20年度「企業法務」を担当。

2 研究活動(過去5年間について)

(1) 著書,論文

論文等として「不都合な真実(1)～(13)」金融商事判例1268号(平成19年6月)～1318号(平成21年6月)、「不公正発行を理由とする第三者割当て増資の差止めをめぐる判例理論の展開(上)(下)」金融商事判例1309号(平成21年2月)～1310号(同年3月)、「不動産関連SPC債の投資勧誘と説明義務」判例タイムズ1275号(平成20年10月)、「マイカル債大阪集団訴訟(上)(下)」判例タイムズ1303号(平成21年10月)～1304号(同年11月)、「デリバティブ損失問題の深相(1)～」NB L 915号(平成21年10月)～(連載中)その他。

3 特記事項

平成10年から弁護士として活動。

淵 倫彦(法制史)

1 法科大学院における教育活動(首都大学東京法科大学院における担当講義)

平成17年度「法制史(西洋法制史)」,平成18年度～平成20年度「法制史」を担当。

2 研究活動(過去5年間について)

(1) 著書,論文

著書として「近世・近代ヨーロッパの法学者たち」(共著,平成20年2月,ミネルヴァ書房)。

(2) 学会・研究会報告

平成18年7月,西洋中世史研究会において「中世の利息禁止法」のテーマで研究報告。

平成20年9月 帝京大学法学部研究会において、「グラーツィアヌス教令集と神判」のテーマで研究報告。

3 特記事項

東京都立大学法学部教授(法学部長)の経歴を有する。平成16年4月から帝京大学法学部教授。

松山 恒昭(民事訴訟法・実務家教員)

1 法科大学院における教育活動(首都大学東京法科大学院における担当講義)
平成20年度から「民事裁判と事実認定」を担当。

2 研究活動(過去5年間について)

(1) 主な著書、論文

判例解説として、「使用者が新規採用者の初任給を引き下げたことが労働組合との間の義務的団交事項に当たるとされた事例」(平成21年9月、別冊判例タイムズ25・平成20年度主要民事判例解説320頁)

3 特記事項

昭和44年4月に裁判官に任官し,長野地裁判事補,大阪地裁部総括判事,東京高裁判事・司法研修所教官,神戸地裁所長,大阪高裁部総括判事等々を経て,平成19年12月6日定年退官。平成20年1月から弁護士,同年4月から近畿大学法科大学院教授,財団法人交通事故紛争処理センター理事・大阪支部長・審査員,大阪地裁・簡裁民事調停委員,平成21年7月から堺市情報公開審査会委員として活動。

日本民事訴訟法学会理事の経歴も有する。

若林 昌子(民法・実務家教員)

1 法科大学院における教育活動(首都大学東京法科大学院における担当講義)
平成18年度～平成21年度「民法6」を担当。

2 研究活動(過去5年間について)

(1) 著書,論文等

<著書として>

「家事事件手続法 第2版」(共著,平成19年4月,有斐閣)

「新家族法実務大系」2巻(共編,平成20年2月,新日本法規)

「親権者・監護者の判断基準と子の意見表明権」(単著、上記「新家族法実務大系」2巻383頁)

「有責配偶者の離婚請求」(単著、上記「新家族法実務大系」1巻455頁)

「変革期における離婚調停の制度的課題—「司法型ADR」及び「子どもの手続的権利の視点から—」(単著、「民事法学への挑戦と新たな構築」鈴木禄弥先生追悼論集・大田知行ほか編・創文社・2008年)

<論文・判例評釈等として>

「子の引渡請求における『子の利益』—児童の権利条約と実務的視座から—」(単著、平成17年3月、「2005年3月明治大学法科大学院開設記念論文集」191頁)

「児童虐待事件における司法関与—児童虐待事件について家裁実務の視点から—」(単著、「法律時報」77巻3号77頁・2005年)

「親権者指定協議無効確認の訴えの適法性」(単著、平成17年9月、「判例タイムズ」1184号120頁)

「離婚訴訟における未成年子—その法的地位と手続保障について—」(単著、平成18年5月、「ケース研究」287号3頁)

「婚姻外の男女の関係を一方的に解消したことにつき不法行為責任が否定された事例」(単著、平成18年9月、「判例タイムズ」1215号126頁)

「家事審判手続における職権主義と当事者主義—手続的透明性の視座から—」(単著、平成19年6月、「判例タイムズ」1237号15頁)

「相続人である受取人が取得する生命保険金が民法903条の特別受益に準じるものと認められる特段の事情」(単著、平成19年9月、「判例タイムズ」1245号135頁)

「親子関係不存在確認23条審判に対する異議申立認容例」(単著、平成19年10月、「民商法雑誌」137巻1号118頁)

「抗告人ではなく相手方を子の監護者として指定した事例」(単著、平成20年2月、「民商法雑誌」大139巻第4・5号563頁)

「親権・監護紛争における子どもの手続上の代理人—実務の視点から—」(単著、「法律時報」81巻2号14頁・2008年)

「代理出産(他人の卵子を用いた生殖補助医療)によって出生した子の母」(単著、「私法判例リマークス」2008〈下〉80頁)

(2) 学会・研究会報告

- ・平成16年11月、日本家族<社会と法>学会「家庭裁判所の組織論・制度論の再構築—担い手の役割をめぐって—」において司会及び総括。
- ・平成17年5月、自民党司法制度調査会において「法科大学院教育の現状について」のテーマで参考人として報告。
- ・平成19年7月、明治大学法学部・西シドニー大学法律ビジネス学部・共同シンポジウム「日本における家族紛争とADR—家事調停の現状と課題—」において、「日豪紛争処理の比較—家族紛争とADRを中心として—」のテーマで報告。
- ・2008年3月カナダ大使館主催シンポジウム「ハーグ条約—21世における国際的な児童の権利」においてパネリストとして報告。

- ・ 2008年9月、第13回国際家族法学会国際会議において「The in-court conciliation for divorce in Japan? It's problems and challenges in the era of legal reform.」のテーマで報告。
- ・ 2009年12月日弁連主催家事法制シンポジウム「家事事件における子どもの地位—『子どもの代理人』を考える」においてパネリストとして報告。

3 特記事項

昭和40年4月、甲府地方裁判所判事補に任官し、その後、仙台、広島、東京、横浜等々地家裁勤務を経て、平成11年9月、福岡家庭裁判所所長を退官。

日本家族<社会と法>学会理事、日本女性法律家協会会長等の経歴を有する。

私法学会、国際家族法学会、国際人権法学会に所属。

大杉 覚(行政学・都市行政論)

1 法科大学院における教育活動(首都大学東京法科大学院における担当講義)

平成16年度「政治学特殊授業1」、平成17年度「政治学入門」、平成18年度「政治学特殊授業3」、平成20年度「政治学特殊授業1」を担当。

2 研究活動(過去5年間について)

(1) 著書, 論文

著書として「地方自治」(共著, 平成16年4月, 日本放送協会学園)「日本と韓国における政治とガバナンス」(共著, 平成16年11月, 慶應義塾大学出版)「実践 まちづくり読本」(共著, 平成20年3月, 公職研)。

論文として「1996年福祉改革とアメリカ連邦主義の新展開」(単著, 平成16年9月, 「季刊行政管理研究」No.107)「都区制度改革」(単著, 平成17年7月, 「地方自治職員研修」529号37頁)「都区改革の再構築」(単著, 平成17年11月, 「都政研究」446号4頁)「合併後のまちづくりと『地域初の自治創造』」(単著, 平成17年12月, 「月刊自治フォーラム」555号16頁)「自治体職員の経営マインド」(単著, 平成18年2月, 「住民行政の窓」18巻2号1頁)「合併市町村の人材育成について」(単著, 平成18年3月, 「月刊自治フォーラム」558号49頁)「自治体補助金改革と行政評価の課題」(単著, 平成18年3月, 「会計検査研究」32号103頁)「地域機関の活性化と自治体内分権」(単著, 平成18年4月, 「国際文化研修」51号43頁)「東京の自治制度をめぐる改革論議の展開」(単著, 平成19年3月, 「都市政策研究」1号67頁)「日本における都市開発と規制改革: 都市再生と東京の大都市ガバナンス」(単著, 平成19年6月, 「Global Competition and National Development, 2007」35頁)「住民と自治体—自治体経営への住民参加」(単著, 平成19年7月, 「分野別自治制度及びその運用に関する説明資料 No.1」2007年7月号1頁)「People and Local Government—Resident Participation in the Management

of Local Governments」(単著, 平成19年7月, 「Papers on the Local Governance System and its Implementation in Selected Fields in Japan」No.1, 1頁)「自治体の組織定数の新たな戦略と課題」(単著, 平成19年9月, 「地方財務」No.639, 1頁)「都市再生と東京の大都市ガバナンス」(単著, 平成19年9月, 「季刊 行政管理研究」No.119, 3頁)「市民参加と自治体パブリック・ビジネスの再構築」(単著, 平成19年12月, 「地方自治」721号2頁)「首都経営改革の源流—内務省昭和十年東京市行政監察を中心に(上)」(単著, 平成19年12月, 「法学会雑誌」48巻2号213頁)。

(2) 学会・研究会報告

平成17年5月, 日本行政学会において『橋本行革の成果を検証する』のテーマで討論者, 平成19年6月, 韓国国際社会科学学会において『日本における都市開発と規制改革: 都市再生と東京の大都市ガバナンス』のテーマで報告。

3 特記事項

日本行政学会, 日本政治学会, 日本公共政策学会, 全国自治体学会に所属。
(財)日弁連法務研究財団「条例の実効性に関する検証及びその向上方策」研究会主任を務める。

山田 高敬 (国際政治学)

1 法科大学院における教育活動 (首都大学東京法科大学院における担当講義)

平成18年度「政治学特殊授業1」, 平成19年度「政治学特殊授業3」, 平成20年度「政治学特殊授業2」を担当。

2 研究活動 (過去5年間について)

(1) 著書, 論文

著書として「国際政治講座 第4巻 国際秩序の変動」(共著, 平成16年, 東京大学出版会)「日韓国際政治学の新天地—安全保障と国際協力」(共著, 平成17年, 慶應義塾大学出版会)「グローバル社会の国際関係論」(共著, 平成18年, 有斐閣)「多国間主義から私的レジームへ—マルチステークホルダー・プロセスのジレンマ」(共著, 平成21年, 「日本の国際政治学2—国境なき国際政治」57頁, 有斐閣)。

論文等として「複合的なガバナンスとグローバルな公共秩序の変容—進化論的コンストラクティビズムの視点から」(単著, 平成16年6月, 「国際政治」137号45頁)「足立研幾著『オタワプロセス—対地雷禁止レジームの形成』」(単著, 平成17年11月, 「国際法外交雑誌」104巻3号139頁)「共振する二つのトランスナショナリズムと世界銀行の組織変化」(単著, 平成19年1月, 「国際政治」147号78頁)「国際制度の不均衡な法化と私的権威の台頭」(単著, 平成20年5月刊行予定, 「国際法外交雑誌」107巻1号)「多国間制度の不均衡な法化と私的権威の台頭」(共著, 平成20年, 「国際法外交雑誌」107巻1号44頁)「公共空間におけるプライベート・ガバナンスの可

能性—多様化する国際秩序形成」(単著,平成21年,「国際問題」586号49頁)。

(2) 学会・研究会報告

平成19年10月,国際法学会において「法化のパラドックス:権威構造の階層化と多国間主義の私有化」のテーマで報告。

3 特記事項

国際法学会,日本国際政治学会,日本政治学会,アメリカ政治学会(APSA)に所属。

日野 愛郎 (政治学)

1 法科大学院における教育活動(首都大学東京法科大学院における担当講義)

平成19年度~平成20年度「政治学入門」を担当。

2 研究活動(過去5年間について)

(1) 著書,論文

著書として「政治変容のパーспекティブ—ニュー・ポリティクスの政治学2」(共著,平成17年10月,ミネルヴァ書房)「De Kiezer Onderzocht: De Verkiezingen van 2003 en 2004 in Vlaanderen」(共著,平成19年3月,Universitaire Pers Leuven)「Elections: Le reflux?」(共著,平成19年6月,De Boeck)「New Parties in Government」(共著,平成20年2月,Routledge)「ヨーロッパのデモクラシー」(共著,平成21年3月,ナカニシヤ出版)「投票行動研究のフロンティア」(共著,平成21年5月,おうふう)「EU・欧州統合研究」(共著,平成21年10月,成文堂)「2009年、なぜ政権交代だったのか」(共著,平成21年10月,勁草書房)。

論文として「欧州議会選挙における投票行動—94年・ベルギーの事例に関する実証分析」(単著,平成17年2月,「選挙研究」20号148頁)「世論調査研究における調査員訓練—その意義と日本における実践例」(共著,平成20年2月,「早稲田政治経済学雑誌」370号109頁)「Time-Series QCA」(単著,平成21年10月「理論と方法」第24号第2巻247頁)。

(2) 学会・研究会報告

平成17年4月,ヨーロッパ政治研究連合(ECPR)において「西欧諸国における選挙制度・政党助成金制度」のテーマで報告。

平成17年9月,アメリカ政治学会(APSA)において「西欧諸国における極右政党の出現と台頭」のテーマで報告。

平成17年9月,ヨーロッパ政治研究連合(ECPR)において「クロスセクショナル時系列分析」のテーマで報告。

平成18年7月,世界政治学会(IPSA)において「新党台頭の制度的環境」のテーマで報告。

平成18年7月、比較社会科学学会（CSS）において「ブール代数分析の応用」のテーマで報告。

平成19年5月、日本選挙学会において「西欧諸国における新党の政権参加」のテーマで報告（共著）。

平成19年9月、アメリカ政治学会（APSA）において「極右政党のイデオロギー」のテーマで報告。

平成19年9月、アメリカ政治学会（APSA）において「政党助成金制度と新党の台頭」のテーマで報告。

平成20年9月、アメリカ政治学会（APSA）において「世論調査項目におけるランキング手法とレーティング手法」のテーマで報告（今井亮佑氏との共著）。

平成21年6月、日本比較政治学会において「欧州議会選挙における投票行動」のテーマで報告。

平成21年9月、数理社会学会において「ブール代数分析の時系列データへの応用」のテーマで報告。

3 特記事項

ベルギー王国フランデレン政府招聘フェロー（カトリック・ルーヴェン大学社会政治世論調査研究所）の経歴を有する。

日本政治学会、日本選挙学会、日本比較政治学会、早稲田政治学会、アメリカ政治学会、ベルギー政治学会会員。

森 治憲（統計学）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）
平成17年度～平成20年度「統計学」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

論文として「Distributional properties of estimators for the optimal portfolio weight」（単著，平成16年，「Journal of the Japan Statistical Society」Vol.34）「共分散成分モデルに基づいた知覚マップ」（単著，平成17年，「マーケティング・サイエンス」13号）。

3 特記事項

首都大学東京都市教養学部経営学系准教授

川本 淳（会計学）

1 法科大学院における教育活動（首都大学東京法科大学院における担当講義）

平成20年度「会計学」を担当。

2 研究活動（過去5年間について）

(1) 著書，論文

著書として「証券アナリスト第1次レベル通信教育講座テキスト 財務分析第5回」（共著，平成4年から平成17年）「証券アナリスト第1次レベル通信教育講座テキスト 財務分析第3回」（共著，平成18年から現在）「財務会計：財務諸表分析の基礎 第6章 合併と連結 第4版，第5版」（いずれも共著，平成16年4月，平成18年8月，いずれも有斐閣）。

論文等として「全部のれん方式の論点」（単著，平成16年9月，「会計」166巻3号47頁）「のれん会計研究試論」（共著，平成17年3月，「経営と制度」第3号）「のれんの償却をめぐる論点」（単著，平成18年10月，「経済論集」43巻3号283頁）「のれん会計の実証研究に対する一考察」（単著，平成19年7月，「会計」172巻1号25頁）「従業員ストック・オプションの費用の測定」（共著，平成19年7月，「経済論集」44巻2号117頁）「加ト吉の循環取引問題」（単著，平成20年1月，「会計人コース」43巻1号41頁）「循環取引と会計」（単著，平成20年2月，「会計人コース」43巻2号11頁）。

3 特記事項

平成17年9月から学習院大学経済学部教授
日本会計学研究会会員

登録番号 21 (6)

首都大学東京法科大学院年次報告書
(自己点検・評価報告書)
2008年度版

平成 22 年 3 月発行



古紙配合率70%再生紙を使用しています